



青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会

発行人 会長 梅原 祐治

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40

大樹生命福岡祇園ビル3階

TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

シリーズ税制改正

令和元年分の所得税申告における税制改正ポイント

毎年、様々な税制改正が行われております。皆さまにとって有利な改正もあれば、不利だな…と感じる改正も正直ありますが、今回は令和元年分の所得税の申告に関する改正の中で、皆さまの役に立ちそうなものをピックアップして紹介していきます。

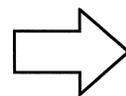
<1> 所得拡大税制の改正-従業員の給料を増やすと税金の控除が受けられます-

従業員への給与を増加させた場合に、その増加額の一部を所得税の金額から控除することができる**所得拡大促進税制**が拡充され、制度が3年間延長されることになりました。

制度の要件と改正のポイントは以下のとおりです。

<制度の要件>

- ①給与総額が前年度以上
- ②継続雇用者給与等支給額が前年度比で1.5%以上増加
- ③雇用保険に加入している従業員が対象
- ④6親等内の血族・3親等内の姻族・内縁関係者への給与の支給は対象外



前年度からの給与総額の増加額に対して、**15%の税額控除**が受けられます！

<改正のポイント>

- ①基準年度からの増加要件を撤廃
以前の制度では、基準年度(個人事業主の場合H25年分)比で3%以上増加していることが適用の要件でしたが、この要件が撤廃されました。
- ②税額控除率の拡充

改正前 基準年度からの増加額に対して、10%の税額控除



改正後 給与総額の前年度からの増加額に対して、15%の税額控除

※控除できる金額は所得税額の20%までが上限となります。

今回の改正により、今まで基準年度との比較で適用できなかった方でも税額控除を受けられる可能性があります。事前申請も必要なく、確定申告書に明細書を添付するだけで控除が可能です。この制度を意識して、従業員の給料アップの検討をしてみるのはいかがでしょうか？



<2> 住宅ローン控除の控除期間延長-消費税UP後に住宅を購入すると控除が延長されます-

住宅借入金等特別控除(通称:住宅ローン控除(減税))という、マイホームを購入する際に銀行などから借り入れをした人が、一定の期間、借入金の年末残高に応じた金額を所得税(一部住民税)から控除(減税)してもらえ、制度があるのはご存知の方も多と思います。この控除を受けられる期間が従来は10年間でしたが、10月からはじまる消費税増税対策として、13年間に延長することが決まりました。今回の期間延長の対象となるのは、消費税率10%が適用される住宅を購入し、2019年10月~2020年12月までに入居した場合に限られます。

控除される金額は、1~10年目までは、年末における借入金残高または住宅の取得価額のどちらか少ない金額の1%、11年目からは、以下のうちいずれか少ない方の金額の控除が受けられます(認定住宅などはこの条件に限りません)。

- ①住宅借入金等の年末残高(4,000万円を限度)×1%
- ②建物の取得価額(税抜)(4,000万円を限度)×2%÷3

以上のとおり、増税後に住宅を取得した場合は控除期間が3年増えるため、理論上は、増税した分を控除で取り戻せる…というような形になっております。住宅の購入を検討中で、増税後の取得になりそうな方は、ぜひご参考ください。

「老後2000万円問題」～備えあれば、憂いなし～

金融庁による報告書の発表から、話題になり続けている老後資金。将来いくら必要で、このままだといくら不足するか…なんて言われても、実感がわかないなあと思いましたが、備えが多いに越したことはないですね。

老後の収入の主となる年金のことを考えると、個人事業主の方は国民年金をかけていますが、会社員が加入している厚生年金などに比べると、掛金自体が少ないため、将来受け取る年金額も少なくなります。

国民年金だけだと不安を感じる方は、別の形で老後資金を貯めておかなければなりません。個人年金・iDeCoのような確定拠出型年金、あるいは思い切って株式などへの投資、とその方法は多種多様でしょうが、安全性を重視する考えの方からすると、まずは公的な積立から…と考える方が多いようです。

個人事業主が加入できる公的な積立の中で、当会にて手続きが可能なものといえば、小規模企業共済・国民年金基金・中小企業退職金共済制度といったものがあります。会報に時々パンフレットやチラシを同封しておりますが、簡単に制度を紹介させていただきます。

小規模企業共済

会員の方も多数加入されている事業主向けの退職金の制度です。個人事業を廃業したときに、それまでに掛けた金額を退職金という形で受け取ります(掛けた月数・年齢によっては廃業していなくても、公的年金としての受け取りも可能です)。掛金は月額1,000～70,000円まで自由に選択することができ、その全額が所得控除になるので節税のメリットもあります。専従者の方も共同経営者の要件を満たせば加入することが可能です。



国民年金基金

国民年金を掛けている人が、将来もらえる金額を多くするために、国民年金の上乗せという形で加入する制度です。掛金は加入の年齢が若いほど安く、月額68,000円までの範囲内で、自分で給付タイプや加入口数を選択し、掛けていきます。国民年金と違い、掛金が一定で給付も確定額です。こちらも掛金の全額を所得控除にすることが可能です。

中小企業退職金共済制度

従業員に対する退職金の制度です。基本は従業員が退職するときのために、事業主負担で掛金を掛けていく共済制度になるので、一見、事業主の老後資金には関係ないのでは…?と思われるかもしれませんが、少し前に制度の改正があり、専従者のみの事業所でも加入できるようになりました。専従者の退職金を事業主が掛けた場合でも、その全額を事業の経費とすることが可能ということになります。

上記では、制度ごとのメリットなどを抜粋した程度になります。詳細が気になる方は、当会までお問い合わせください。

会費のご入金ありがとうございました

当会の会費を**6月27日(木)**にご登録の口座より振り替えさせていただきました。ご協力ありがとうございました。

なお、口座残高不足で振替不能の方やご入金いただいていない会員さまには、再度請求書を郵送させていただく予定です。大変申し訳ございませんが当会指定口座へお振り込みいただくか、ご来会の際ご持参をお願い致します。

行今 事月 予の 定 日	行 事 予 定 日		行 事 内 容	
	7月1日(月)・2日(火)		源泉税納付事務指導会	※詳細は6月号をご覧ください
	7月10日(水)		源泉所得税(半年に一回の納期特例者)の納付期限	
	7月16日(火)		【該当者のみ】所得税・予定納税額の減額申請期限(第一期分)	
	7月18日(木)		税務相談日 10時～12時、事前予約をTELにてお願いします。	
	7月23日(火)		法律相談日 15時～17時、事前予約をTELにてお願いします。	
	7月25日(木)		北部九州ブロック役職員研修会(事務局は閉めます)	
	7月31日(水)		【該当者のみ】所得税・予定納税額の納付期限(第一期分)	
	8月9日(金)		納涼暑気払い(アサヒビール園)	

ふくおかNEWS

(一社)福岡中央青色申告会
 メール: info@aoiro-f.com
 H P : http://aoiro-f.com/
 Tel:092-283-7177 FAX:092-283-7176
 当会発信専用番号:070-5416-5221

編 集 後 記

7月に入り、2019年も折り返しですね。先日起きた新潟・山形の地震ですが、会員の皆さまのご家族やお知り合い等に被害はありませんでしたか…?ニュースを見て、防災グッズの見直しをしないと、なんて考えましたが、実際になにか起こらない限り後回しにしていまいがちな作業ですね…

話は変わり、別紙でご案内している暑気払いですが、今年はJR竹下駅にあるアサヒビール園で開催予定となっておりますので、興味のある方はぜひぜひご参加ください!